

第 28 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時:平成 20 年 3 月 18 日(火) 10:30~12:00
2. 場 所:内閣府本府3階特別会議室
3. 出席委員 : 大森委員長、外園委員長代理、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大河内委員、小町谷委員、平澤委員、御厨委員、山本委員、渡邊委員

4. 議事次第

1. (独)国民生活センターについて
 - (1)次期中期計画(案)
 - (2)中期目標期間終了に伴う実績評価の取り扱い
2. (独)沖縄科学技術研究開発基盤整備機構について
中期計画の一部変更
3. (独)北方領土問題対策協会について
 - (1)次期中期計画(案)
 - (2)中期目標期間終了に伴う実績評価の取り扱い
 - (3)長期借入金・償還計画
 - (4)業務方法書の一部変更

4. 今後の予定について

5. 議事

○大森委員長 定刻でございますので、第 28 回評価委員会を開催いたします。定足数を満たしていますので、ただいまから議事に入りたいと思います。

内閣府で人事異動がございました。御紹介いたします。

○市川政策評価広報課長 政策評価広報課長になりました市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森委員長 よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りますけれども、本日主たるテーマは、前回御了解いただきました中期目標を基にいたしまして、国民生活センターと北対協の新たな中期計画(案)について御審議いただくということでございます。

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

○大森委員長 御苦労様です。

この中期計画は通則法上は主務大臣が許可をするに当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならないということになっていまして、本日はこの中期計画(案)につきまして、国民生活センターから御説明を受けるということになります。

それでは、よろしくお願いいたします。

○中名生国民生活センター理事長 国民生活センターの理事長をいたしております中名生でございます。本日は、中期計画を御説明申し上げる機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

国民生活センターをめぐる最近の状況について簡単にお話をさせていただきますと、昨年の暮れの12月24日に、独立行政法人の改革に関する閣議決定がございまして、この中で、国民生活センターについては消費者問題全体を取り扱う中心的な存在となるよう、国民生活審議会で意見も聴きつつ検討し、年度内に結論を得ると規定をしていただきました。この閣議決定に基づきまして、内閣府の国民生活審議会で鋭意御議論をしていただいております、昨日もございましたけれども、大体意見が集約されつつあるという状況にきております。

それから、検討の一環という位置づけもできるかと思っておりますけれども、国民生活センターの消費者からの苦情の処理について、ADRと言いますか、裁判外で迅速に処理をするというスキーム、権能というのを国民生活センターに与えようということで、国民生活センター法の改正案というのが今月の4日に閣議決定されまして、国会に提出されております。国会で成立いたしますれば、来年の4月からでも、早速個別の紛争処理に当たるということになろうかと考えております。

そういう状況を踏まえて、内閣府の中期目標に沿って中期計画を作成しているところでありますけれども、具体的内容については引き続き田口理事の方から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田口国民生活センター理事 理事の田口でございます。それでは、早速説明をさせていただきます。

お手元の資料1をご覧くださいと思います。国民生活センターの新中期計画の案でございます。

1ページ「序文」の後に「基本方針」とございまして、消費者基本法の規定にのっとりまして、2行目「国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、消費者生活情報の収集・提供等における中核的な機関として積極的な役割を果たす」としております。

以下、本文でございますが、現行計画と比較いたしまして、変わりました点を中心に御説明を申し上げます。

「1」が、業務の効率化目標についてでございます。

「(1)一般管理費及び業務経費」ということで、一般管理費につきまして、毎年度、前年度比3%以上を削減。業務経費については、毎年度、前年度比1%以上の削減を行うというものでございます。

「(2)人件費」につきましては、総人件費を行政改革推進法等に基づきまして、平成22年度の役職員に係る総人件費を平成17年度に比べて5%以上削減する。5年で5%以上削減するというところでございますが、更に、下から3行目にございますように、骨太方針2006に基づきまして、その方針を平成23年度まで継続するとしております。

給与水準につきましては、ラスパイレス指数の現状を踏まえまして、2ページ目の2行目になりますが「給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する」といたしております。

(4)は、随意契約の適正化を推進するため、見直し計画に基づく取組みを着実に実施するというものでございます。

「(5)保有資産の有効活用」まず相模原事務所につきましては、行政機関、大学、消費者団体等による積

極的な利用促進を図るとともに、施設の企画・管理・運営業務について平成 21 年度より民間競争入札の対象といたします。東京事務所につきましては、業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討するとしております。

「2」は、各業務別に見ました向上目標についてでございます。

「(1)消費生活情報の収集・分析・提供」でございます。「①PIO-NETの刷新等」ということで、苦情相談の受付からPIO-NETへの登録までの期間を抜本的に短縮するために、各地の消費生活センターの協力を得まして、苦情相談の受付情報が作成され次第、即時にPIO-NETへ登録する業務体系への転換を図る。

この業務体系の転換を図りつつ、今年度策定いたしましたPIO-NETの最適化計画を基にPIO-NETのシステム刷新を行いまして、平成 22 年度から運用を開始いたします。

次に「②『早期警戒指標』の整備」消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口でありますとか、悪質な手口、苦情相談が急増している事案といったものを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を平成 20 年度に開発いたします。

「③『事故情報データバンク』の整備」インターネットを活用して、商品やサービスに関連する事故情報を、いわゆるヒヤリ・ハット情報、日常生活の中でひやりとした、はっとしたといった情報も含めて、幅広く収集するデータバンクを平成 21 年度までに構築いたしますとともに、入力された情報は、関係機関等とのネットワークを通じて速やかに共有するというものでございます。

「④『消費者トラブルメール箱』の運用」でございますが、これもインターネットを活用いたしまして、広く消費者からトラブル情報を収集いたしますとともに、寄せられる情報のうち、多数案件でありますとか新規の手口といった案件など重要性の高いものについて、解決策やアドバイスを年間 50 件以上ホームページ上で提供するというので、トラブルメール箱については、従来、情報を収集するという一方向でございましたが、今回の案では情報の双方向化を目指すというものでございます。

⑤は、消費生活に重大な影響を及ぼす問題についての調査研究でございます。

「(2)国民への情報提供の強化」といたしまして、まず「①報道機関等を通じた情報提供」ということで、PIO-NET等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間 50 件以上の情報提供を行う。現行計画では、年平均 20 件以上とあったものを、こういう形にいたします。

また、情報提供に当たっては、悪質商法でありますとか製品事故などによる被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組むことといたしました。

②は、その他の媒体による情報提供でございますが、「ア」が、ホームページについてということです。

4ページになりますが、ホームページに続きまして「イ. 出版物」につきましては、月刊『国民生活』と『たしかな目』を統合いたしまして、新しい『月刊国民生活』を創刊し、定期発行することといたしております。

「ウ. テレビ番組」につきましては、悪質な販売手口や製品事故等に関する情報を毎月2回以上定期的に放映するとともに、次のポツですが、その番組内容をホームページを通じて動画配信することといたしております。

「エ. 社会的情報弱者への情報提供」ということで、高齢者や障害者など社会的情報弱者を見守る民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジンを発行するというものでござ

います。

「(3)苦情相談の充実・強化」でございます。まず、「ア. 経由相談」各地の消費生活センターから経由して、国民生活センターにまいります相談につきましては、専門的な相談の充実・強化を図るため、金融・保険、情報通信、特商法等の分野について、外部専門家、職員、相談員で構成するチーム制を敷くということしております。

また、全国的に共通性のある苦情相談につきましては、消費生活センターと共同して、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組むことといたしております。

一方、「イ. 直接相談」消費者の方から直接受けます直接相談につきましては、消費者被害の実態を迅速に把握するセンサー機能を維持する観点から、引き続き実施するとしております。

②は、個人情報の取扱いに関する苦情相談で、これは引き続き実施いたします。タイトルは「個人情報相談の取扱い」となっておりますが「相談」を取っていただきまして「個人情報の取扱いに関する苦情相談」のミスプリでございます。これに連動いたしまして、本文も個人情報の取扱いについて、引き続き相談を受けることになるということでございます。

(4)は、裁判外紛争解決手続、ADRの整備についてでございます。先ほど理事長の方から申し上げましたとおり、現在、開かれております通常国会に、ADR導入のための国民生活センター法改正案が提出されておりますので、その成立状況を踏まえて、ADR制度の導入に向け、所要の整備を行うとしております。

「(5)関係機関との連携」についてということで「①消費生活センター」につきましては、各センターとの業務連絡等を迅速に行うため、PIO-NET業務のサポート用電子掲示板、消費者行政フォーラムといたしておりますが、これを活用する。

また、現在月1回提供いたしております「消費者生活相談緊急情報」いわゆる☎情報と言われているものがございますが、これを平成21年度中に月2回発行いたします。

更に、次のポツですが『製品関連事故情報』という冊子につきましても、現在は隔月発行でございますが、平成21年度までに毎月発行とする予定にしております。

「②国の行政機関」につきましては、消費者利益を侵害する違法・不当行為等について、事業者情報を含め、迅速に情報提供なり要望を行うとともに、次のポツにございますように、関係省庁等の消費者行政担当課長会議等の場を通じて、制度・施策の改善につながる政策提言を行うことといたしております。

その他、「③独立行政法人」との連携。「④法令照会への対応」、「⑤情報公開」などにつきまして記述しております。

次に、「(6)研修の充実」でございます。①は、地方公共団体の職員や消費生活相談員向け研修に重点化するということで、ポツの3行目ですが、全研修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。

また、受講者に対するアンケート調査等についてはこれまでどおり実施するということでございます。

「②消費生活専門相談員資格認定制度」についてでございます。消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を引き続き行いますとともに、次のポツにございますように、地方の方々も受験しやすいように全国15か所以上で資格試験を実施する。

また、資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るために、センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を平成 20 年度より実施することといたしております。

③は、消費者・企業向け研修についてでございますが、こちらにつきましては平成 21 年度に官民競争入札、いわゆる市場化テストを導入することといたしております。

「(7)商品テストの強化」でございます。まず、「①生活実態に即した商品テストの実施」ということで、事故状況や使用条件を反映した商品テスト、生活の中での商品の危険性等を見る商品テストについては、国民生活センター自身が今後ともしっかりと実施するということとございます。

他方、7ページの②にございますように、国センがあらゆる商品についてテストを行うというのは困難でございますので、我が国全体として必要な商品テストは確実かつ効率的に実施されるよう、独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化して、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用する。また、定型的な規格・基準に基づくテストでありますとか、専門性の高いテストなどについては、他の試験研究機関等への外部化を図ることといたしております。

「③商品テスト実施機関の情報収集・提供」ということで、他のテスト実施機関がどんなテストを行っているのかについての情報を収集いたしまして、毎年度ホームページを通じて情報提供することといたしております。

「(8)中核機関としての役割強化」でございます。整理合理化計画におきましては、内閣府が中心・中核となって、センターが行う業務全般に関して、関係省庁、関係機関との役割分担・連携等の具体的方策について、十分に協議することとされておりますので、その結果を踏まえて、適切に対応することといたしております。

「3」は、予算等についてでございます。これは、1ページ目で御説明をいたしました効率化目標に基づいて収入支出額を算出いたしまして、5年間の累計額を掲載したものでございます。説明は省略させていただきます。8ページから9ページにかけてが予算の関係でございます。

9ページの(2)が収支計画でございますが、これも同様の方法によって累積の額を計算したものでございます。

10ページは資金収支ということで、これも同様でございます。

11ページの4、5、6については、特段ございません。

「7その他」につきましては、まず「(1)施設・設備に関する計画」ということで、該当するものといたしましては、東京事務所の耐震改修工事が平成 20 年度までかかりますので、その予定額を掲載しております。

「(2)人事に関する計画」は、業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努めるといたしております。

(3)、(4)については、特段ございません。

説明は以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

山本先生、何か一言ございますでしょうか。

○山本委員 中期目標を踏まえて、的確に計画が記述されていると思います。

個人的には、中期計画が今回の対象ですけれども、目標の 19 ページの中にある「消費者行政推進会議

及び国民生活審議会での検討結果等を踏まえて所要の検討を行い、本中期目標を見直すこととする」ということで、場合によっては激震が来るかもしれない。せっかく今回作りましたけれども、作った途端にまた大作業が始まるかどうか、という辺りを注視しているところでございます。

○大森委員長 言葉の用法で気がついたことですが、10 ページに「社会的情報弱者」という言い方が出てきていて、対象になるのは民生、児童委員とか介護関係の方々に送るんでしょうけれども「社会的情報弱者」という表現は大丈夫でしょうか。

○田口国民生活センター理事 「社会的情報弱者」と今回初めて使ってみたんですが、やや用語として適切さを欠く面もあるのではないかと、若干そういう感じが私どももしております。ここににつきましては、内容は高齢者や障害者などに対する情報を的確に提供するというところでございますので、「エ」につきましては委員長御指摘でもございますので、タイトルを「高齢者や障害者などへの情報提供」とさせていただきまして、本文につきましては、高齢者や障害者などを見守る民生委員や云々ということにさせていただければと思います。

○大森委員長 見守るといのがちょっと消極的なんです。相談、支援に当たっているとかが言い切るところですね。ただ、単に見守っているではなくて、この人たちは相談や支援をしている人達です。

○田口国民生活センター理事 わかりました。

○大森委員長 表現の工夫だと思うんですけども、ちょっと気になります。私も高齢者で情報弱者なのでね。見守るとい言い方は、今、福祉の世界の方々から言わせると消極的です。

○田口国民生活センター理事 表現は見直しさせていただきます。

○大森委員長 それでは、分科会長と御相談してください。

ほかに先生方から何か御指摘ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、若干の文言の整理はお任せいたします。

次は中期計画が終了いたしますので、実績評価等の扱いにつきまして、説明をお伺いしましょう。

○市川政策評価広報課長 それでは、私の方から説明させていただきます。

国民生活センターの中期目標期間が今月で終了いたしますので、これに伴って、次の3点が必要になります。

まずは、独立行政法人通則法の規定によりまして、中期目標期間が終了してから3か月以内に法人は事業報告書を主務大臣に提出することが必要になります。委員会(分科会)では、事業報告書についてヒアリングを行っていただくこととなります。

第2点ですが、法人は中期目標期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けることが必要になります。

第3に、主務大臣は独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方等の見直しを行って、所要の措置を講ずる必要があります。この見直しを行うに当たって、この評価委員会に意見を聴くことになっております。

そこで、これからお話しするのは、こうしたことの進め方に関する、以下の2点でございます。

まず第1点でございますが、中期目標期間の実績評価、法人の業務、組織の在り方についての意見に関

することでございます。以前、評価委員会で決定いただきました委員会と分科会の役割の分担におきましては、こうしたことは評価委員会が行うということになっております。しかし、これまでと同様、平成 19 年度の評価も必要になりますので、これと併せて、まず分科会において中期目標期間の実績評価、業務、組織の在り方について、意見の原案を作成いただきまして、それを評価委員会で審議していただいた上で御決定いただくこととしていただいた方が効率的ではないかと考えております。そのような手続にしてよろしいかを諮りしたいというのが、第1点目でございます。

次の第2点目でございますが、評価表や意見の様式などでございます。お手元の資料2で、中期目標に係る業務実績に関する評価表(案)というものがございまして、これは年度評価の項目別評価表をベースに作成したものでございます。

更に、資料3で事務・事業及び組織形態についての意見(案)という様式も配付しております。

その次にあります資料4と資料5は、昨年の夏に3年間の仮評価として評価いただいた表でございます。

先ほど、私から御説明しましたように、まず分科会で資料2と資料3の様式によりまして、更に、資料4と資料5を基に中期目標期間の全体に当たって評価をしていただいて、その業務や組織の在り方についての意見をおまとめいただきたいと考えているものでございます。

以上、2点につきまして、御審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○大森委員長 ありがとうございます。

手順ですけれども、これは特段に今までのやり方と変える必要はないと思いますので、まず分科会の方で原案を作成していただいて、こちらの方へ御報告いただくというやり方でよろしいと思うんですけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、よろしく申し上げます。

それから、評価の様式が、今、御説明ございましたように、昨年分科会の方で作成していただきました仮評価表等を基にお考えいただいたらいかがかと思うんですけれども、そういう方法でよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、その旨をお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。

御苦勞様でございます。ありがとうございました。引き続き、よろしく申し上げます。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

○大森委員長 次に沖縄機構でございますけれども、沖縄機構の中期計画の一部に変更がございまして、変更に当たりましては、計画策定と同様に主務大臣の許可の際に、評価委員会に意見を聴かなければいけないこととなっております。今回の変更の内容が予算額の変更等に伴うものだとお聞きしていますので、これについて沖縄振興局から御説明いただきます。

○城事業振興室長 沖縄機構の担当参事官の城でございます。よろしく願いいたします。

資料6と資料7が沖縄機構の関係でございます。ご覧ください。

資料6に、今回の変更の概要を記しております。基本的には、今回、平成 20 年度予算(案)を政府として確

定したことに伴う人数、予算額の変更でございます。

資料7を横に置いてご覧いただければと思います。まず、資料7の1ページの真ん中辺りに「②人員に係る指標」というところがございますが、もともと予算上、常勤職員の定員が20名だったところ、今回の予算で23名が認められましたので、この変更をいたしております。

2番目、運営費交付金につきまして、平成17年度からの累計額が当初の計画額を超えますので、その修正をしています。これは資料7の2ページの一番上の欄でございます。平成17年度に、この計画を策定したときに見込まれたものに加えまして、例えば研究者につきまして、当初計画時よりも客員研究員等の増があり、その関連の費用、それから、当初見込んでおりませんでした外国人受入れのための調査費等が途中で追加になっており、最終年度の平成20年度に運営費交付金の累計がもともとの積算額を超過するということになりましたので、この修正をさせていただくものでございます。

3番目、施設整備費の補助金の関連でございます。これはどれぐらいかかるかを期初で見込めませんでしたので、平成17年度から毎年度の施設整備費予算の累計を記載してきております。これは、当初、修正しなかったものを修正すべきだという御意見をいただいて、平成19年度分から修正しているものでございます。

4、5でございますが、こういった予算の修正に伴いまして、その他、収支計画、資金計画等々の修正をしているものでございます。これにつきましては、資料7の3ページから4ページ以降、細かい積算内訳の部分について、額を合わせる形にいたしております。

変更内容は以上でございます。よろしく願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

一般的に、どこでも常勤職員の増加は抑制するのに、ここはどうして増えるんですか。

○城事業振興室長 沖縄機構につきましては、もともと大学院大学を造ることを目的とした法人でございまして、いずれ大学院大学ができたときにはこの独法自体を廃止するというを前提に、大学院大学の整備をするということで設けた法人でございます。

平成20年度からは、恩納キャンパスという予定地の方で建築が本格化いたします。センター棟と呼んでいる管理棟と、研究棟、計画では3つですが、そのうちの最初の研究棟の1というのが、本格的に入札等が始まって、3月の冒頭に着工いたしました。更に平成20年度に本格的に工事が始まり、この関係の入札手続等が膨大に増えるということがございまして、そのための建築等の担当者の増を要求し、それが認められたものでございます。

○大森委員長 わかりました。ありがとうございました。

平澤先生、何かございますでしょうか。

○平澤委員 特にはありませんが、今の委員長の御質問、私もそういう御説明を伺っておいた方がいいなと思いました。この資料のままだとどのようにとられるか、予算的に認められたから計画を変えるといったような形になっているので、それだけちょっとまずいかなと思っていました。

○大森委員長 ほかに何か御質問等ございますか。

どうぞ。

○外園委員長代理 「5 その他技術的修正」(3ページ、4ページ)とは、どういうことですか。

○城事業振興室長 これは上に書いてございましたように、運営費交付金として整備費の補助金の関係の予算の修正がございまして、その関係で、例えば、資料7の4ページの「注」をご覧くださいますと、これまでは平成19年度までの累計額だったので「期間中の累計額でない」と書いているものでしたが、もう期間中の累計額になっていますので、そういったことを直したり、その下の、更に研究施設の新築・研究設備の整備を進めると書いているものも、平成20年度で期間中に行いますので、こういった修正がございます。

同じように、5ページの一番下の「注」も、運営費交付金を修正しましたので「注」を追加しております。

6ページでも、既に累計額になっていますので、期間中の累計額でないといった「注」を外したり、内訳部分もそれに合わせて修正をしたりしております。

こういったものを、技術的修正という形でまとめさせていただきました。

○外園委員長代理 表現が問題と思います。内容はわかりますが、技術的修正、という表現は一般的な用語なんでしょうか。

○城事業振興室長 私どもとしましては、内容的には2と3の派生的なものとして、そのように表現をさせていただきましたが、もうちょっと補足すべきであったかもしれません。失礼いたしました。

○外園委員長代理 内容はわかりますが、もう少しよい表現があるのではないかな、という感想がいたしました。

○大森委員長 竹澤審議官どうぞ。

○竹澤政策評価審議官 政策評価審議官の竹澤でございます。

今、御指摘のあった点は、やはり内容はきちんと理解されないといけない場でございますので、私どものこれからのいろんな各資料を見ます場合に、横並びでよく見まして、内容がわかるようにということで気をつけてまいりたいと思います。

○大森委員長 このたびの変更に伴う文言上の修正とか、技術的と言っているのはそういう形でしょう。

○城事業振興室長 はい。

○大森委員長 その方が素直に疑問が起こらないので済むので、ちょっとしたことですけれども、どうぞいろいろお考えください。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、沖縄機構につきましては、一部変更につきまして委員会として了承するというところでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、そういうふうにさせていただきます。御苦勞様でした。よろしく願いいたします。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者入室)

○大森委員長 御苦勞様です。

それでは、北対協の次期中期計画(案)につきまして、北対協の方から御説明いただきます。よろしく願いいたします。

○井上北対協理事長 委員長、ありがとうございます。

北対協の次期中期計画の説明の前に、第1期がもうすぐ終わりますので、第1期を振り返るところ

から始めさせていただきたいと思います。

あと10日余りで第1期が終了いたします。振り返りますと、4年半前ですけれども、特殊法人改革の一環として北対協が独法に移行したわけであります。最初の評価委員会の席で、私は北対協はその規模あるいは行政との距離、採算性、業務内容の内容とその手法とか、いずれをとっても独立行政法人という組織形態に馴染みにくい点が多々あるということを申し上げた記憶があります。

基本的には、現在でも同じ認識を持っておりますけれども、あと10日ばかりで第1期中間期を無事に終えることができる。図らずも第1期を通じまして理事長を務めましたので、無事に終えることができるということにつきまして、1つの感慨がございます。

評価委員会の皆様方には、かなり勝手なことを申し上げましたところもありますし、皆様方にお助けいただいたこともありますので、改めて感謝申し上げたいと思います。

北対協の第1期は平成15年10月からこの3月まででございますけれども、くしくもプーチン大統領の第2期とほぼ重なる時期でございました。プーチン大統領の8年、特に後半の4年間はロシアが大きく驚くほど変わったところでありますが、その大きな変化の中の小さな一部として、北方領土問題に関しても大きな変化があったと思っております。

1つは、ロシアのこの問題に対するスタンスと言いますか、立場ということが極めて明快になる過程があったと思います。2004年11月というのはプーチンの第2期が始まって約半年後ですけれども、このときにラブロフ、プーチン発言というのがございました。ラブロフはプーチンの第2期の外務大臣でありますけれども、このとき、ラブロフ外務大臣はテレビでロシアの外交政策全般について説明をしたときに、その中の一部として、日本の問題に触れまして、南部の二島と言いますのは歯舞と色丹のことでありますが、それを引き渡して、この問題に終止符を打つというのが56年日ソ共同宣言の規定であって、これはソ連からロシアが引き継いだ義務だという発言をされました。

その翌日、プーチン大統領は閣議の席でラブロフ外相の発言を全面的に支持すると同時に、ロシアはこれまで義務を履行してきたし、今後とも履行する決意はある。ただし、相手も同じ合意を履行する用意がある程度と同程度の範囲内で義務を履行すると申しました。

2004年11月という時期は、プーチンが日本に訪日される時期の1年前ということでありまして、また、この年の10月にはプーチンは北京に行きまして、かねてから懸案だった中国国境問題が全面的に解決したという記者会見をしたところであります。

これ以後、訪日までの1年間にわたりまして、時期を見てプーチン大統領は発言をしておりますが、例えば代表的な例でいきますと、同じ2004年12月に、海外記者との会見で発言をしています。56年の宣言によれば二島で決着するはずなのに、日本は四島を要求している。これは若干奇異だという発言をし、翌年5月は戦勝60周年記念に当たり、何回かの発言がありますけれども、2005年9月になりまして、テレビの生番組で学生への回答という形で次のように述べております。

四島はロシアの主権下にある。これは第2次大戦の結果であって、国際法で確立されている。この点について、我々は議論するつもりはない。

前年11月から、表向きは大きく変わったようにも見えますけれども、よく分析いたしますと、11月の発言から、実ははみ出していない。そういう意味では、十分に考えた上で04年11月の発言というのが行われてい

たというのがわかるわけであります。

先ほど御紹介しました9月の発言で、11月に控えていたプーチン大統領の訪日に対する日本の国内での期待感は大幅に減少して、期待値ゼロというような状態になったわけであります。そして、実際に11月の訪日のときに共同声明等の発出が全くなかった、という経過でありました。

プーチン大統領はこのような形で、この問題に対する自分のスタンスを明確にすると同時に、北方地域に対して注目を深めていくという側面がありました。先ほどの発言の翌年春からでありますけれども、閣僚級が北方領土を訪問するラッシュとも言えるべき、大量の閣僚級の重要人物が四島を訪問しております。併せまして、それまでほとんど中央からのお金が流れていなかった四島に対して、公共事業を増やすという措置をやっております。更に、2006年夏には、新クリル社会経済発展計画ということ政府決定いたしました、9年間で800億以上の公共投資をこの地域で行うということを決めております。

したがって、プーチン大統領は発言だけでなく、実際にこの地域に対する中央政府としての関与を強めてきたということであります。

ロシアの変化に応じまして、日本の論調あるいは世論にも変化が生じてきたというのが、この時期ではなかったかと思えます。

2004年のプーチン訪日の結果を見て、地元根室を中心としまして、とりあえず二島返還という声が強くなってきました。また、学界では中口国境の解決方式を見ながら、面積で等分するあるいは一方的な敗者を出さないWin-Win方式というような形の意見が出てまいりました。一時はかなり大きな取上げ方をみましたし、論壇でも大きな賞を取ったようなことがございました。

このような形で、これより前30年ぐらいの間北方領土問題に関する日本の世論というのは、余りぶれがなかったと思えますが、この4年間はいろいろな意味でいろんな意見が出てきているという時期に当たっていると思えます。最近では、返還運動関係者あるいはこの問題に関する関心者の意見を聞きますと、大分落ち着いてきている。やはり原則に戻って、この問題を考え直すべきではないかという意見が大きくなってきているようには思いません。

さて、このような形で、第1期を終えて第2期に向かうわけでありますけれども、その主な課題、問題点というところについてごく数点だけ申し上げれば、次のようなことだと考えております。

第1番目は、返還要求運動の全国規模での展開ということ継続すること。そして、そのためには青少年の育成、後継者の育成ということを組織的、継続的に取り組むことが重点の第1だと思っております。

このような取組みの1つとして前から御紹介しておりますけれども、返還運動の関係者の側から学校の先生たちに働きかけて、学校の先生たちに組織をつくってもらう。教育者会議の結成という動きをしております。平成15年から始めて5年経ちましたけれども、ゼロから始まって、現在では31都道府県で組織の活動が展開されているという状態であります。勿論、これは文教行政の中で行われているわけではありませんで、この前も集まってもらった先生たち自身の言葉によれば、言わばゲリラ的な組織であり、ゲリラ的な活動ではあるということではあります。先生たちとの連携に確かな手触りということを感じている状態になっております。

更に、返還運動自体を考えますと、それと学校教育とのつながりをどうしていくかというのが、返還運動自体としても大きな問題かなと思っております。両者間の共通のコンセプトをどうつくっていくか、そ

して役割分担をどうやっていくかということが問題になろうかと思えます。

2点目は、北対協の事業の1つに、ビザなし交流という四島在住のロシア人との交流事業がございます。この役割が大きく変化する状況になるかと思えます。先ほど申し上げましたように、ほとんど放置されていた四島に対するインフラ投資がかなり急激に進んでおります。港湾と空港、そして道路という基本的なインフラが整備された後、あの地域と外部との関係は従前とは違った形になると考えられます。そのときに、日本人との交流を進めていく手段は、今のところビザなしという枠に限られております。このビザなしという枠を使って、今後、インフラ整備が進む四島との関係をどのようにつくっていくのかということが、北方領土問題について非常に大きなポイントの1つになると思われるわけであります。

そういう点で、内閣府の数年来の御努力でこのビザなしに対する船舶、傭船を確保する動きがございます。これに対して、北対協が関わるということも基本的な方針としては決まっておりますので、こういう全体の流れを見ながら、北対協としても積極的に関わっていく必要があると考えているところであります。

3点目は、しかしながら、中期計画をごらんいただいてもわかりますけれども、全体として北対協のリソースは縮減するという流れの中にあります。

具体的に申しますと、一般管理費については5年間で7%減らすであるとか、事業費については毎年度1%ずつ減少するであるとかであります。

一般管理費について言いますと、前期は13%の減でありましたので、言わば大分緩和されているわけではありますが、実際にはこれ以上減らす余地がないというところで7%となっているという経過もございます。

事業費につきましては、このような形で行うべき事業とは関係なしに1%ずつ減っていくという仕組みを、今後、先ほど申しましたビザなしの新しい展開とかの中でどう対処していくのか。基本的には独立行政法人は中期期間の期間予算だと思えますが、これでは対処できないで、単年度予算に戻るといった感じのところも出てこざるを得ないのかと思っております。

併せまして、人員の話につきましても同じような問題がありますので、事業の中全体を重点化するというような取組みも、この中でやっていかなければいけないのかと考えておるところであります。

大変雑駁になりましたけれども、新中期計画を説明する前提といたしまして、第1期の簡単な振り返りと第2期に向けての基本的な項目について御説明いたしました。

引き続き、事務局長から新計画の要点を中心として御説明させたいと思えます。

○大森委員長 よろしく申し上げます。

○岩崎北対協事務局長 それでは、資料8をご覧いただきたいと思えます。

3つの枠でまとめさせていただいております。左の方が、前回御審議をいただきました中期目標でございます。真ん中が、本日も審議をお願いをいたします中期計画の内容でございます。右側が、現在の第1期の中期計画でございます。

新中期計画は、前回御審議いただきました目標に即して、ほぼ同様の内容で計画を立てさせていただいておりますが、現在の第1期の計画との違いを中心に御説明をさせていただきたいと思えます。

3ページをご覧いただきたいと思えますが、ただいま理事長から申し上げました経費の関係でございます。一般管理費でありますと、第1期は13%削減という目標がございましたが、第2期におきましては、平成19年度に対しまして7%を平成24年度には達成をするという計画を立てさせていただいたところでございます。

業務経費につきましては、第1期と同様、毎年度1%効率化をするというものでございます。

4ページ～6ページに関わりますが、第1期では具体的に計画の中でも見直し条項を掲げておりませんが、今回、目標と同様に、例えば平成22年度末に職員1名削減するでありますとか、給与水準の適正化に取り組む、そして検証をし、公表をする。

5ページで、平成20年度内に札幌事務所の移転を行う、あるいは一般競争入札を原則とする等々、目標でも掲げておりますが、そのまま計画でも表記をして、計画を進めていくというものでございます。

7ページ～8ページ、国民に対して提供するサービスということで、国民世論の啓発、1つは北方領土返還要求運動の推進でございます。先ほど理事長から申し上げましたが、国民運動のさらなる継続、それから全都道府県に働きかけ、第1期でも計画を立てましたが、各種大会等を100回以上の開催の水準を保つ。そして、支援内容を適切なものにするという文言を入れて、新たな計画にさせていただいております。

8ページ「北方領土を目で見る運動」ということで、施設のことをまとめさせていただいております。私どもは北方館と他に2か所の啓発施設を持っておりますが、第1期と違いますのは、要望等を把握して、有効活用が図られるように検討するという計画を立てさせていただいたところでございます。

8ページ、青少年や、教育者に対する啓発、これも理事長から申し上げましたところでございますが、特に北方領土問題、9ページにかかりますけれども、教育者会議の設置。2月末現在、31都道府県で設立をされております。まだ十数か所残っておりますので、引き続き、設置を働きかけ、後継者と言いますか青少年の教育に重点的に事業を進めていこうという計画でございます。

9ページ、第1期のときにはインターネット等を活用した情報の提供というテーマを持っておりましたが、インターネットもかなり活用されておりますので、新中期におきましては、目標と同じでございますけれども、コンテンツを重要とすることを中心としまして、わかりやすい情報の提供ということで、ここはまとめ直しをさせていただいたところでございます。

9ページの下段、ビザなし交流、北方四島の交流事業でございます。この中で新しい項目といたしましては、11ページ、四島交流事業に使用する後継船舶の確保と調達でございます。理事長からも申し上げましたが、我が協会の事業として、平成20年度以降、新たな事業がここで1つ増えてまいります。このための計画でございます。

内容は、平成20年度におきまして、調達をしていただく民間企業に公募をかけて事業者を選定し契約をする。平成24年度には、供用できるように作業をしていただくというような計画を立てさせていただいたところでございます。

次の「(3)北方領土問題等に関する調査研究」は、一昨年12月に協会の業務の見直しの方針がございました。この方針に基づきまして、既に平成19年度において、真に必要な調査を行うということを掲げまして、これまで行っておりました恒常的な研究会を廃止をし、国際シンポジウムは必要に応じて開催するというような方針を、平成19年度中に変更させていただいたところでございますが、それを平成20年度以降の新中期におきましても、同じ計画を持ちたいというものでございます。

12ページの元島民の関係の援護は、第1期との変更はございません。

13ページ、14ページですが、いわゆる貸付業務の関係でございます。この中でも、特に15ページ、目標でも見直しの内容あるいは独法の改革のメニューが一つひとつ書かれておりますので、同じ項目を第1期と違

う書き方といたしまして、例えば平成20年度当初から法人資金の貸付を停止するでありますとか、住宅新築資金の在り方については、今後検討されるであろう主務官庁の方針を見てその対応を行うでありますとか、細かくここで書かせていただいたところでございます。

16 ページの3の予算は、別紙といたしまして、計画予算でありますとか収支計画、資金計画を付けさせていたしております。後ほどご覧をいただければと思っております。

17 ページの重要な財産の関係でございますが、第1期の計画と同じでございます。

剰余金の使途で、これも利用可能な職員研修、情報提供の充実に充てるということで、書き方を第1期とは変えさせていただいたところでございます。

7番のその他ということで、1つは人事に関する計画。適正に応じた人員配置を行うでありますとか、18 ページ、期首より1名削減する。冒頭で申し上げました計画をそのまま、ここで書かせていただいております。

雑駁でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○大森委員長 上野分科会長から何か御発言ございますでしょうか。

○上野委員 特にありませんけれども、2月14日に私どもの分科会で議論したわけですが、その内容を十分踏まえておりますので、特段問題ないと思っております。

分科会で表現の啓発についての新しい目標設定、あるいは先ほど話がありましたが、新しい船舶建造の話とか、いろいろ議論を尽くしまして、それが反映されているということでよろしいかと思ます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○外園委員長代理 6ページの中期計画で「ガバナンス」評価とか「セグメント」情報とありますが、日本語に変換できませんか。

それと、13 ページの一番下に「元居住者の要件」とありますが、元島民と元居住者というのは違うのか、同じなのか。同じならば、統一したらいいと思いますが。

○大森委員長 後者の方はどうですか。同じですか。

○井上北対協理事長 元島民と元居住者の話ですけれども、今まで使用が大分乱れていたことは事実でございます。今回はできるだけ統一を図ったつもりでございます。

経過はなかなか複雑なところがありまして、特別措置法という融資の根拠法がありますが、これに実は2つグループがあります。1つは元の島民。もう一つは旧漁業権者。これをひっくるめて元居住者等という言葉を使っていた。

片や、島民の方も元居住者とほぼ概念が一緒なんですけど、法律概念からいくと、啓発概念では子どもたちを入れるとか、違ったところがあったということで乱れていたんですが、今回は元島民というのが最近一番よく使われておりますので、法律的なところに余りこだわらずに、基本的には元島民という形で統一させてもらったところでございます。

先ほどの片仮名文字の話につきましては、むしろこれは横並びの問題で、我々のオリジナルではないので、政府当局の方から御説明いただいた方がよろしいかと思ます。

○山本北方対策本部参事官 済みません。政府の方も横並びでして、政府全体の閣議決定でこういう形で

ございまして、その形で通していただきたいと思います。

○外園委員長代理 私はわからないので、ガバナンス評価とセグメント情報を内容設定してほしいです。

○大森委員長 セグメント情報の御説明をしていただけますか。こういう場合は、何か例示が挙げればいいですけれどもね。

○井上北対協理事長 ガバナンスにつきましては明快ではないので、我々もこれから研究していかなければいけないというのが1つです。ただ、本屋に行きますとたくさんガバナンスの本があることは事実でございまして、北対協のような、先ほど申しました規模、業務内容の中で、果たして書店にあるようなガバナンスと同じようなことでもいいのかどうかということも含めて、これからの研究課題だと思っています。

セグメントにつきましては、例えば事業ごとに数値を整えとかという形で事業ラインはガイドだけの世界ではなくて、事業ラインがわかるような表示をしろということが基本的な要請だと思っております、実施報告書その他でそのようなことに心がけていきたいと考えているところであります。

○外園委員長代理 ありがとうございます。

○大森委員長 平澤先生、何かアイデア引き出せそうですか。

○平澤委員 今の御説明でいいのではないかと思うんですけれども、全体として、やはり当初、独立行政法人の財務会計で提供することになっていたという、財務会計の場合には期間全体をまとめて表示することになるんです。それに対して、計画自体を評価すると、業務ごとに評価するわけですので業務ごとのインプット、経費というのがわからないと評価できない。そういうことからセグメント情報が必要だということだということが、ここ2年ぐらい言われてきていると私は理解しています。ですから、非常に当初的には組織別ぐらいだったんですが、もう少し精査して業務ごとに情報を開示すると、このような報告になっていけばいいのではないかと思います。

○大森委員長 セグメント情報のことをわかりやすい表現に変えられますか。変えることはできますか。変えられないですか。

○井上北対協理事長 先ほども申しましたように、横並びでセグメント情報を出せということを書いてありまして、こどもこの表現で出せというのが要請だったものですから、当方だけに統治者能力がないと思います。

○大森委員長 そういうことだそうです。

○外園委員長代理 わかりました。これは全体で考えてもらいたいです。

○大森委員長 内閣府から全体で考えるべきだということを伝えてもらいましょうか。こういうわからない表現を使うなど。

○竹澤政策評価審議官 今の御指摘の点全体に関わることでございますので、私どもとして、今、先生方の意識をきちっと受け止めて、よく確認をしたいと思っております。

○大森委員長 ほかに何か御指摘ございますか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 この件につきましては、中期計画(案)を私どもとして了承することとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、引き続き、実績評価についてよろしく申し上げます。

○市川政策評価広報課長 協会の中期目標期間が終了いたしますので、国民生活センターと同様に、今後

の取扱いが問題になるわけでございます。

まず第1点として、中期目標期間の実績評価と法人の機能、組織の在り方についての意見ですが、これまでと同様に、国民生活センターと同様に、まず分科会において審議いただいた上で原案を作成いただき、それを評価委員会で審議の上、御決定いただくという手続にさせていただいてよろしいかというのが、第1点。

第2点で、その評価表等の様式でございまして、先ほどと同様に、資料9で中期目標に係る業務に関する評価表という用紙を配付しておりまして、事業や組織の在り方についての意見は下の方に一応欄が設けてございます。これによりまして、中期目標期間全体の評価をしていただき、また在り方についての意見をおまとめいただくということでよろしいかをお諮りするということでございまして、以上の2点について御審議いただければと思います。

○大森委員長 先ほどと同様ですので、まず分科会でこれについては進めていただく。そういう形でよろしゅうございませうね。

評価に当たりましての様式は、ここでお示していただくようなもので、昨年作成していただきましたので、これに則してやっていただくということでよろしいのではないかと思いますけれども、それでよろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、分科会長もよろしく願います。

引き続きまして、北対協につきましては長期借入金と償還計画及び業務方法書の一部変更がございまして、これも審議していただく対象でございますので、まず償還計画の方からまいりませう。よろしく願います。

○間瀬北対協専務理事 専務理事の間瀬でございます。

まず、当協会の平成20年度の長期借入金の借入れと、その償還計画について御説明を申し上げます。

長期借入金を必要とする理由でございますが、御高承のとおり、当協会の業務範囲の1つに、北方地域旧漁業権者並びに元島民の事業の経営と生活の安定を図るために、必要な資金を低利で融資をするという貸付業務がございまして、その貸付に必要な資金を民間の金融機関から調達するものでございます。

次に、貸付資金の額でございますが、平成20年度は貸付額につきましては10億円を予想して、それに基づく長期借入金の借入額と償還の計画を作成しております。

平成20年度の長期借入金の借入れについて、借入れの調達の方から御説明をいたします。お手元の資料11の1ページをご覧ください。これを見ていただきますと、今年度の10億円の貸出しを実施するために「2.借入金の額」に書いてございますように、15億1,000万円の借入れが必要となります。内訳としては、ここに書いてございますように、担保のあるものが2億5,030万円、無担保のものが12億5,970万円でございます。

借入先といたしましては、3番に書いてございますように、昨年と同じ民間金融機関4社から借入れをさせていただきます。

「4.借入金の利率」でございますが、担保のあるものについては定期預金金利に0.5%を乗せたもので、現在、0.9%でございます。担保のない、無担保のものはみずほコーポレート銀行が発表いたします長期プライムレートをそのまま適用いたしますので、現在2.1%となっているところでございます。

以上が調達の方ですが、これの返済、償還計画について御説明をさせていただきます。

同じく資料 11 に「5. 借入金の償還の方法及び期限」というのがございます。償還方法は年賦元金均等払いでございます。償還の期限といたしましては、平成 21 年度～平成 27 年度までの7年間を予定しております。

次に、年度ごとの償還の金額でございますが、2ページの下「2. 長期借入金の償還の方法及び期限」というところに、展開表がお示してございまして、2億 1,580 万円ずつを6年間返し、最終年度の平成 27 年度には2億 1,520 万円返して完済するという計画でございます。

利息の支払い方法は、6か月ごとに後払い方式で支払いを行ってまいります。

最後になりますが、この借入れを行いますと、平成 20 年度末の借入残高の見込みですが、今、見えている2ページの真ん中辺に表がございまして、平成 19 年度末の貸付残高見込みは 53 億 8,480 万円。これに、今日お諮りをしている 15 億 1,000 万円を新たに借入れます。そして、13 億 4,270 万円を返していきますと、平成 20 年度末残高見込みは 55 億 5,210 万円と、平成 19 年度末に比べて1億 6,730 万円増える見込みとなっております。

長期借入金と償還計画については、以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

よろしければ、これをお認めすることといたします。

もう一つの業務報告書の一部変更につきまして、お願いいたします。

○間瀬北対協専務理事 それでは、引き続き当協会の業務方法書の一部変更について御説明をさせていただきます。

今回は、大きく分けて3つのカテゴリーの変更がございます。

第1は、表現方法の修正に関わるもの。

2番目は、貸付事業における法人資金の削除。

3番目は、貸付事業における貸付利率の変更でございます。

順を追って説明をさせていただきますと、まず表現方法の修正箇所でございます。全部で3か所ございます。資料 12 の業務方法書資料①というのをご覧いただきたいと思っております。これは業務方法書の新旧、変更する前と後の対照表になってございます。右側が現行の条文、左側が変更後の条文を示してございます。右側の欄の現状の第3条、第4条、第5条の下線を引いた部分を左のように変更いたします。3か条の変更は、表現を実態に合わせた変更でございますので、業務の内容自体が大きく変わるものではございません。

次に、2点目の法人資金の削除について御説明を申し上げます。平成 18 年 12 月 24 日の閣議決定で当協会の講ずべき措置として、法人資金について平成 20 年度当初から貸付けを停止することが決定されております。そのために、その取扱いに関する条文を削除するものでございます。この削除によりまして、業務報告書の本文と別表の一部が変更となりますので、今回、そこをお諮りするものでございます。

まず、本文の変更箇所について御説明をさせていただきます。ただいまご覧いただいている資料①の3ページをお開きいただきたいと思っております。これも右側が現行でございまして、左側が変更後の条文を示してございますが、この表の下の方の下線をずっと引いた部分、第七号のところをそっくり削除いたします。したが

いまして、3ページと5ページの号数が1つずつ繰り上がります。

次に、別表の変更でございますが、7ページの資料②をお開きいただきたいと思ひます。これも右側が現行で、左側が変更後をお示ししてござひますが、真ん中辺に網かけになつてゐる「4. 法人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金」が不要になりますので、そつくり削除いたします。

次に、貸付利率の変更について御説明をいたします。当協会の貸付事業において適用する金利の見直し時期と貸出しの利率につきましては、平成18年3月17日の第19回の当評価委員会及び第21回の評価委員会水産分科会の方で御了承いただきましたとおり、見直しの時期につきましては毎年4月と10月の2回、貸付利率の設定方法につきましては、お手元の資料の8ページの資料③にお示ししてござひますように、各計算式の左に「基準金利」というのがござひます。この基準金利の80%に相当する利率を当協会では使用させていただいておりましたが、今回、基準金利の変更がござひましたので、当協会の貸付利率を変更するものでござひます。

9ページの資料④をご覧いただきたいと思ひます。最後の紙でござひます。この表の右側の「利率(年利)」と書いてあるところでござひますが、この中の右側がやはり現行適用金利で、左側が変更後の利率を示してござひます。下から4行目の「更生資金・生活資金」の直貸というものは3%で変更ござひませんが、これ以外はこの利率変更によつて、金利が下がるということにござひます。安い金利が適用されるということにござひます。

なお、御承認いただきました場合には、変更時期を本年4月1日からにしたいと思ひておひます。

以上でござひます。

○大森委員長 ありがとうございます。

この変更につきまして、何か御意見等ござひますでしょうか。

○山本委員 単純な質問でござひますが、資料12の第5条を拝見しますと、援護の対象者が今回の変更によつて拡大されたという印象を受けるんですが、その点について御説明いただけますでしょうか。

○間瀬北対協専務理事 これはまさしくそのとおりでござひまして、今年の4月1日から改正法の施行がござひまして、元島民は今までの概念ですと、昭和20年の8月15日まで6か月以上北方地域に住んでいた人が、対象となつてゐたわけにござひます。あとは旧漁業権者もいますが、今回はその島民の子どもでも同日以前6か月未満に島で生まれて、そのまま8月15日以降まで住んでいた人が対象になります。もう一つは、8月15日以降に生まれた子どもも対象になります。この辺が拡大されるということにござひます。

あと、前から生前承継と称しまして、生きてゐる元島民が自分の権利を子どもたちに譲るといふような、あるいは奥さんに譲るとかというのがあつたんですが、この変更で御本人が亡くなつてしまつた後、死後承継と称してゐますが、亡くなつてしまつた後でも一定の要件、例えば、引き継ぐ人が亡くなつた方と一緒に生活をしたことがあるとか、生活の支援をしてゐたとか幾つかの条件がござひますが、それを満たしますと、その本人が死んでしまつた後、今の方に譲ることができるといふようなことが、改正になりますので対象者が広がるわけにござひます。

以上で、よろしゅうござひますか。

○山本委員 わかりました。

○大森委員長 そういう趣旨だそうす。ほかによろしゅうござひましようか。

なければ、最初の借入金の償還と、業務報告書の一部変更について了承するといたしますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 私どもの評価委員会の権限問題ではないかもしれませんが、最初、理事長がおっしゃっていますように、本当に今回も1人減らし、しかも独法の枠組みの中なものですから、削減に次ぐ削減をやっていって、本当に協会が果たすべき任務を果たし得るかどうかということについては、当初から私どもの心持ちの中にもそういう疑問がございました。しかし、私どもの評価委員会マターとちょっと違います。

そういう御発言がございましたし、今後は内閣府の方で担当大臣もおられることで、国の方がこの問題についてどうお考えになって、どう進めようとするかという大きな話になっていまして、私どもは小さい枠組みの中でいかに効率化を図るかをやっているものですから、ちゃんとやってくださいとどなっていますけれども、もうちょっと違う争点がほかにあって、はるかに日本の将来を考えると、そちらの方が重要ではないかと理事長はおっしゃったのではないかと推測いたします。それはお聞きしましたので、内閣府の方でも担当大臣等にこういう情報を入れていただいて、どういうふうにお考えになるかということについては更にいろいろ御検討を賜りたいという感想を持ったものですから、一言つけ加えまして、この問題については以上とさせていただきます。御苦勞様でした。

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者退室)

○大森委員長 それでは、今後の日程について、事務局からお願いします。

○市川政策評価広報課長 一番最後の1枚紙でございますけれども、資料13をご覧くださいと思います。

まず右側の方で、分科会の開催スケジュールがございます。4つの法人についての年度評価を行うために、7月から8月にかけて、まず法人から実績についてヒアリングをしていただくための分科会をそれぞれ1回。評価の審議決定を行っていただくために更にもう一回ということで、7月から8月にかけて合計2回御審議をお願いできればと思います。

また、先ほどお決めいただいた国民生活センターと北方領土問題対策協議会について中期目標期間終了に伴う業務実績の評価のため、ヒアリングなどについても関係分科会において、併せて同じ時に御審議いただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

次に、評価委員会自体の開催スケジュールは、資料13の一番左側でございます。8月の下旬に委員会を開催いただきまして、議題として、まず第1に7月、8月に各分科会で御審議いただく各法人の平成19年度の業務実績評価の結果。更に、国民生活センターと北対協について、中期目標に関し終了後の業務実績に対する評価。それぞれについて、分科会長から御報告いただいた上で御審議いただくということで、8月の下旬に委員会を開催させていただければと考えております。

ついては、先日、委員の皆様から御回答いただいた8月末の日程表を基に事務局としての案を御提案させていただきますと、8月27日水曜日の午後に仮置きとしてはいかがかと考えております。だいたいの日程ではございますけれども、お忙しい委員の皆様でございますし、夏休み期間ということもございまして、極力早めに委員会の日程を確保させていただく趣旨でございますので、御理解いただければと存じます。

なお、具体的な開催時間につきましては、改めて4月以降に確認させていただければと思います。

また、各分科会の開催予定については後で、各法人の担当部局の方から御照会させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

更に先の話になりますが、資料13の左側にありますように、10月から11月にかけて各法人の年度の上半期の業務執行状況報告、平成21年度予算の概算要求状況について、説明を聴取するための委員会を開催いただければと思います。

こうした秋のスケジュールにつきましては、8月の委員会の際に、委員の皆様で開催日程の御照会をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今後のスケジュールについての説明は、以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

8月27日の午後を御予定いただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日は以上でございます。何か御発言ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、以上です。ありがとうございました。